

提供日 2022/01/19  
タイトル 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、知事指定薬物として指定しました  
担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課  
連絡先 薬物対策班  
TEL 054-221-2413



## 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、新たに3物質を知事指定薬物として指定しました！

### 1 要旨

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、3物質について、人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため、知事指定薬物として指定しました。

今回の指定は、同条例が平成27年3月1日に全面施行されてから、37回目（累計123物質）の指定になります。

### 2 知事指定薬物として指定する物質

1	B r o r o p h i n e	1- {1- [1- (4-プロモフェニル) エチル] ピペリジン-4-イル} -1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類
2	C U M Y L - C H - M E G A C L O N E、C U M Y L - C H M E G A C L O N E、C H M - S G T - 1 5 1	5- (シクロヘキシルメチル) -2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類
3	5 F - M D M B - P 7 A I C A	メチル=2- [7-アザ-1- (5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類

### 3 指定期日

告示：令和4年1月19日（水）

適用：令和4年1月20日（木）

### 4 備考

今回指定した3物質について、本日、国が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に指定し、令和4年1月29日（土）から施行するため、同日をもって知事指定薬物としての指定が失効します。（失効期日：令和4年1月29日（土））